

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第223号

京都市体育館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1項を加える。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則において別に定めることとされている事項及び条例の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表中

役員室	1室につき1日	2,500
浴室		5,200
温水シャワー室	1室につき1日	5,400
	1室につき1時間	1,800

を

貴賓室	1室につき1日	6,990
審判控室		2,770
控室		2,770
更衣室兼シャワー室		7,400

に、

6,500
1,300

を

6,680
1,330

に、

電光式得点表示板	1基につき1日	2,500
マット 大	1枚につき1日	200

を

	小	100
--	---	-----

「電光式得点表示板 1対につき1日 5,140 に、

1,300
1,300
1,300
2,500
1,300

を

1,330
1,330
1,330
2,570
1,330

に、

1,300
10,400
5,800
4,600
11,500
6,300
5,200

を

1,330
10,690
5,960
4,730
11,820
6,480
5,340

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市体育館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以

後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)